

小規模多機能型居宅介護「奥びわこ」

重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

(長浜市指定 第 2590300154 号)

当事業所は、利用者に対して（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容を次の通り説明いたします。

☆☆目次☆☆

(1)	事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)	事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・
(3)	事業所実施区域及び営業時間・・・・・・・・
(4)	職員の配置状況・・・・・・・・
(5)	事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・
(6)	秘密の保持と個人情報保護・・・・・・・・
(7)	サービス提供に関する相談・苦情の受付について・・・・・・・・
(8)	運営推進会議の設置・・・・・・・・
(9)	協力医療機関、協力福祉機関 終末期ケアについて・・・・・・・・
(10)	非常火災時の対応・・・・・・・・
(11)	ハラスメントの防止・・・・・・・・
(12)	業務継続に向けた取り組みについて・・・・・・・・
(13)	虐待の防止について・・・・・・・・
(14)	身体拘束適正化の取り組みについて・・・・・・・・
(15)	サービスの概要・・・・・・・・
(16)	サービス利用にあたっての留意事項・・・・・・・・

(1) 事業者

- | | |
|---------|---------------------|
| 一、法人名 | 社会福祉法人 尊徳会 |
| 二、法人所在地 | 滋賀県長浜市西浅井町大浦 1788-3 |
| 三、電話番号 | 0749-89-8016 |
| 四、代表者氏名 | 理事長 榊原 尊 |
| 五、設立年月日 | 平成14年10月21日 |

(2) 事業所の概要

- 一、事業所の種類 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所
平成22年11月1日指定
指定番号 長浜市 2590300154号
- 二、事業所の目的
住み慣れた地域で生活する為に、介護保険法令に従い、利用者が可能な限り在宅で暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- 三、事業所の名称 小規模多機能型居宅介護「奥びわこ」
- 四、事業所の所在地 滋賀県長浜市西浅井町大浦1777
- 五、電話番号 0749-89-8016
- 六、管理者氏名 菖蒲 久美子
- 七、当事業所の運営方針
利用者一人ひとりの人権を尊重し、住み慣れた地域での生活が継続できるような地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせる事により、地域での暮らしを支援します。
- 八、開設年月日 平成22年11月1日
- 九、登録定員 25名 (通いサービス15名 宿泊サービス9名)
- 十、居室等の概要

当事業所では以下の居室、設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	9室	洋室5室 和風室4室
食堂		1ヶ所
地域交流スペース		1ヶ所
浴室		2箇所
台所		1ヶ所
居間		1ヶ所
トイレ		2箇所
消防設備		自動火災報知機・非常通報装置・ガス漏れ探知機・非常用照明・消火器

※上記は、厚生労働省が定める基準により、小規模多機能型居宅介護に必置が義務付けられている設備です。

(3) 事業実施区域及び営業時間

- 一、通常事業の実施区域 長浜市内
※上記以外の地域の方は当事業所サービスを利用できません。
- 二、営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	9：00～16：00
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	16：00～翌9：00

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

(4) 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【主な職員の配置状況】

令和6年4月1日現在

従業者の職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
管理者	1名		0.5名	事業内容調整
介護支援専門員	1名		0.5名	サービスの調整・相談業務
介護職員	6名	6名	11.0名	日常生活の支援・相談業務
看護職員		1名	0.7名	健康チェック等の医療業務

【主な職種の勤務体制】

職種	勤務体制
管理者	8時30分～17時30分
介護支援専門員	8時30分～17時30分
介護職員	14時30分～23時30分 23時30分～8時30分 8時30分～17時30分
看護職員	8時30分～15時30分

(5) 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

① 利用料金が介護保険から給付される場合 (介護保険の給付の対象となるサービス)
② 利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合 (介護保険の給付とならないサービス)

一、介護保険の給付の対象となるサービス

介護保険負担割合証一割の方

要介護度（要支援度）	1ヶ月利用単位
要支援 1	3450
要支援 2	6972
要介護 1	10458
要介護 2	15370
要介護 3	22359
要介護 4	24677
要介護 5	27209
初期加算（初回 30 日間）	30/日
認知症加算（Ⅲ）	760
認知症加算（Ⅳ）	460
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	1200
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	350
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	※所定単位数×14.6%

介護保険負担割合証二割の方

要介護度（要支援度）	1ヶ月利用単位
要支援 1	6900
要支援 2	13944
要介護 1	20916
要介護 2	30740
要介護 3	44718
要介護 4	49354
要介護 5	54418
初期加算（初回 30 日間）	60/日
認知症加算（Ⅱ）	1520
認知症加算（Ⅳ）	920
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	2400
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	700
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	※所定単位数×14.6%

介護保険負担割合証三割の方

要介護度（要支援度）	1ヶ月利用単位
要支援 1	10350
要支援 2	20916
要介護 1	31374
要介護 2	46110
要介護 3	67077
要介護 4	74031
要介護 5	81627
初期加算（初回 30 日間）	90/日
認知症加算（Ⅲ）	2280
認知症加算（Ⅳ）	1380
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	3600
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1050
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	※所定単位数×14.6%

平成 30 年 8 月から保険者より 1 割～3 割の介護保険負担割合証が交付されています。

一定の所得のある世帯に関して判断されていますので、介護保険証とともに介護保険負担割合証もご提示下さい。

又更新時や変更が生じた際もご提示をお願い致します。

地域加算として1単位 10.17円として報酬額が算定されます。
 ※所定単位数＝基本サービス費に各種加算減算を加えた総数

1. 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額
 利用料金は一ヶ月ごとの包括費用（定額）です。

月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は、増額は致しません。

月の途中から登録した場合又は、月の途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。尚、この場合の「登録日及び登録終了日」とはa・bのことをさします。

a. 登録日・・・・・・利用者が当事業所と利用契約を締結した日ではなく、
 通い・訪問・宿泊のいずれかのサービスを実際に利用
 開始した日

b. 登録終了日・・・・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行う為、必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

二、介護保険の給付対象とならないサービス

サービスの概要		利用料金	
1 食費	朝食	<input type="checkbox"/>	300
	昼食	<input type="checkbox"/>	650
	夕食	<input type="checkbox"/>	550
2、宿泊費（1泊）		<input type="checkbox"/>	2,500

三、利用料金のお支払い方法

サービス利用終了後に、ご利用日数分の合計金額をお支払い下さい。1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までに前月分をご請求しますので、翌月20日までにいずれかの方法でお支払い下さい。

お支払い方法

- ・ 窓口での現金支払

- ・ 金融機関口座自動引き落とし

ご利用できる金融機関

滋賀銀行

農協（滋賀県内）

長浜信用金庫

関西みらい銀行

- ・ 指定口座への振込

振込先： 滋賀銀行 木之本支店 普通預金 No. 458655
社会福祉法人 尊徳会

[金融機関口座自動引き落とし] は、20日付けで引き落としとさせていただきます。但し、20日が休日、祝日の場合は、翌営業日となります。

四、利用の中止、変更、追加

利用予定日前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。

介護保険の給付の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）の為、サービスの利用回数を変更された場合も1ヶ月の利用料金は変更されません。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

五、小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活が継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供する為、利用者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者へ説明の上交付します

六、サービス提供の記録

提供したサービスについては、その都度「サービス提供記録」に記録し、その控えを利用者に交付します。又、この記録は2年間保存することとします。

(6) 個人情報保護に関して

一、利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由無く、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

二、個人情報の使用・提供に関する注意事項について

事業者は、前項の規程にかかわらず、利用者及び家族の個人情報を以下のために、必要最小限の範囲内で使用、提供、又は収集します

- ・ 利用者に関わる居宅サービス計画及び小規模多機能居宅介護計画の立案や円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議での情報提供
- ・ 介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整
- ・ 利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合
- ・ 利用者の状態の変化に伴い、緊急連絡を必要とする場合

三、個人情報に関する情報共有書類は以下の通りです。

- | | | | |
|------------|-----------|-----------|--------|
| ①介護保険被保険者証 | ②アセスメント書類 | ③居宅サービス計画 | ④経過報告書 |
| ⑤主治医の意見書 | ⑥サービス提供記録 | ⑦診断書等 | |

(7) サービス提供に関する相談・苦情の受付に関して

一、当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情・相談・個人情報保護相談窓口は以下の窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（個人情報保護相談担当者） 管理者 菖蒲 久美子
- 受付時間 平日 9時00分～18時00分
- 電話番号 0749-89-8016

二、行政機関その他苦情受付期間

【長浜市の窓口】 介護保険課	所在地 滋賀県長浜市八幡東町 632 東別館 1 階 TEL 0749-65-8252 Fax 0749-64-1437
【公的団体の窓口】 あんしん・なっとく委員会	所在地 滋賀県草津市笠山 7 丁目 8 番 138 号 TEL 077-567-4107 Fax 077-561-3061
【地域団体の窓口】 滋賀県国民健康保険団体連合会	所在地 滋賀県大津市 4 丁目 5 番 9 号 TEL 077-522-2651 Fax 077-522-2628

(8) 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価・要望・助言を受ける為、下記の通り運営推進会議を設置します。

【運営推進会議】 構成：利用者・利用者の家族、地域住民の代表、地域包括支援センター職員 市職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等 開催：隔月で開催
--

(9) 協力医療機関

当施設では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備します。

長浜市立湖北病院	0749-82-3315
マキノ病院	0740-27-0099
にしあざい診療所	0749-89-0012

終末期のケアに関して家族や医療・地域と連携し本人の思いを大切にしたケアを行います。

(10) 非常火災時の対応

一 非常火災時には、別途定める消防計画に沿って避難訓練を年2回、利用者も参加して行います

防火管理者	菖蒲 久美子
消防用設備	自動火災報知機・非常通報装置・ガス漏れ探知機 非常用照明・消火器

(1 1) ハラスメントの防止

- 一、当事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。
- 二、利用者及びその家族は、サービス利用に当たって、次の行為を禁止します。
 - ①事業所職員に対する身体的暴力（直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為）
 - ②事業所職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ③事業所職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的言動、好意的態度の欲求、性的な嫌がらせ行為等）
- 三、ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等を基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

(1 2) 業務継続に向けた取り組みについて

- 一、感染症や非常災害の発生時であっても、利用者が継続して指定小規模多機能型居宅介護の提供を受けられるよう、指定小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
 - ①従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
 - ②定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(1 3) 虐待の防止について

- 当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- 一、利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための指針を整備します。
 - 二、従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
 - 三、虐待防止に関する責任者を選定しています
 - 四、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的 to 開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - 五、成年後見制度の利用を支援します。
 - 六、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速や

かにこれを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者	管理者 菖蒲 久美子
-------------	------------

(14) 身体拘束適正化の取り組みについて

- 一、当事業所は、利用者又は他の利用者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行いません。また、やむを得ず身体拘束を行う場合には、事前に御家族の了承を得るものとし、必要な記録の徹底を行います。
- 二、当事業所は、身体拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - ①身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - ②従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
 - ③身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

(15) サービスの概要

一、通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の生活支援や機能訓練を行います。

1、食事

- ・食事の提供及び食事の見守り、介助を行います。
- ・台所で利用者が調理する事が出来ます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

2、入浴

- ・入浴又は清拭を行います
- ・衣類の着脱、洗髪、身体状況の確認を行います。
- ・入浴サービスの利用は居宅サービス計画に基づき支援いたします。

3、排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄の支援を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

4、機能訓練

- ・利用者の状況に適した日常生活の機能訓練を支援し、身体機能低下を防止するよう努めます。

5、健康確認

- ・血圧測定等、利用者の全身確認の把握を行います。

6、送迎サービス

- ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

二、訪問サービス

利用者のご自宅に訪問し、食事や入浴、排泄等の日常生活の支援や機能訓練を行います

訪問サービス実施の為に必要な備品等（水道・ガス・電気代含む）は無償で使用させていただきます。

訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- ・医療行為
- ・利用者若しくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
- ・飲酒及び利用者若しくはその家族等の同意無しに行う喫煙
- ・利用者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ・その他契約者若しくはその家族が行う迷惑行為

三、宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援

(16) サービス利用にあたっての留意事項

- 一、サービスの利用の際には、介護保険被保険者証を提示して下さい
- 二、事業所内の設備や機器は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 三、他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮下さい
- 四、所持金品は、自己の責任で管理して下さい
- 五、事業所内での他の利用者及び職員に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい

令和 年 月 日

小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 小規模多機能型居宅介護事業所 奥びわこ

管理者 菖蒲 久美子 ⑩

説明担当者 菖蒲 久美子 ⑩

上記内容の説明を事業者から受け、小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

住所.....

氏名.....⑩

代理人.....住所.....

(成年後見人)

氏名.....⑩

身元引受人.....住所.....

氏名.....⑩